令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務

## 業務説明書

- 1 手続開始公示日 令和6年6月24日
- 2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長 井上 裕

3 担当部局

〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場 38-7 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 企画課調整係 電話(代表) 024-555-3780

#### 4 業務概要

(1)業務の目的

本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業に基づき、安積疏水地区幹線用 水路の地上権等の設定に必要となる公図、土地登記記録調査及び関係図書の調査収集を行い、 区分地上権設定範囲図、地籍測量図の案等を作成するものである。

#### (2)業務内容

#### ア概要

業務実施場所 福島県郡山市熱海町安子島字大沢地内他

#### イ 作業内容

安積疏水地区幹線用水路転写図作成

地図の転写、連続図の作成 2.500ha 土地の登記記録の調査 2.500ha

安積疏水地区幹線用水路2号トンネル区分地上権設定資料作成

依頼書、協議書の作成 0.180 km 境界測量、用地平面図等の作成 2.686ha 用地境界仮杭の設置、面積計算 0.217ha 区分地上権設定範囲図の作成 2枚

安積疏水地区幹線用水路2号トンネル路線測量

中心線測量、縦断測量 0.362 km3級基準点測量 5 点 0.362 km3級水準測量

- ウ 貸与資料 特別仕様書による。
- (3)業務の詳細

別冊、業務請負契約書(例)、特別仕様書のとおり

- (4) 履行期限 契約締結の日から150日後
- (5) 入札契約方式 簡易公募型競争入札(最低価格落札方式)
- (6) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- (9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する 品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528 号(経)東北農政局長通知)に基づき指名停止等の措置を講ずる。
- (10) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。
- 5 競争参加資格及び選定基準
- (1)入札参加者に要求される資格要件
  - ア 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定 に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の測量・建設コンサル タント等のうち「A等級」で「測量・補償コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けて いる者であること。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局が 別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要す る。

- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経 第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴 力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注 工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の 者でないこと。
- (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに 該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を 取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)

の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に 規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定 する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ね ている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する 再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第 7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - ・会社法第2条第 11 号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で ある取締役
  - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社業務をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第2項又は会社更生法第 67 条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている 場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### (3) 配置予定技術者の資格要件

#### ア 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記イの照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年) 以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

#### イ 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

(ア) 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、 土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業 務に 10 年以上従事した者

(イ) 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年) 以上相当の能力と経験を有し、かつ、 土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

#### (4) 当該業務部門

当該業務部門は、用地・補償における用地測量である。(AGRIS 業務分類:用地・補償(大分類)用地測量(中分類))

- (5) 参加表明者の選定基準 (別添1参加表明者選定基準参照)
  - ア (1) に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添1に示す参加表明者選定基準 に記載されている評価項目のいずれかが「選定しない」と評価された場合は、入札参加者と して選定しない。
  - イ 予定照査技術者の資格が(3)のイに示す資格要件に該当しない場合は、入札参加者として選定しない。

#### ウ 企業評価項目

(評価の着目点)

- 競争参加資格の認定
- 当該業務部門の技術者の存在
- ・ 過去 10 年間(前年度までの過去の 10 年間。以下、同じ。)の1件当たり5百万円 以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績及び業務成績
- ・ 当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・ 過去3年間の管内における地域貢献活動への支援
- ・ 過去3年間の災害協定等に基づく活動実績
- 再委託の内容及び分担業務の構成員
- ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

#### 工 予定管理技術者評価項目

(評価の着目点)

- 技術者資格及びその専門分野の内容
- ・ 過去 10 年間(前年度までの過去の 10 年間。以下、同じ。)の1件当たり5百万円 以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・ 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・ 過去5年間の管理技術者としての業務表彰経験等の有無
- ・ 1件当たり5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約 総額
- オ 分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、競争参加者を最も評価点の高い者から 10 位の者までを選定する。

参加者が10者に満たない場合、又は、10位までの者が10者を超える場合は10位以内全ての者を選定する。

#### 6 参加表明書の作成、提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書(別添3) を提出しなければならない。

5の(1)のウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時までに当該資格の認定を受け、かつ指名されていなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。 なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、指名されない。

#### ア 提出期間

別表1の①に示す期間

イ 提出先 〒960-0241

福島県福島市笹谷字稲場 38-7 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 企画課調整係 電 話(代表) 024-555-3780

#### ウ 提出方法

本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表 (別添2)に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5(2)に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添4に記載し申告すること。

なお、別添4により申告した関係者が本業務の参加表明書を提出した場合には、当該業務の参加表明書を無効とする。

また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

#### (ア) 電子入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

提出様式については、一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。 ただし、参加表明書総括表 (別添 2) はファイル形式 「Microsoft Excel」によるものとする。 (電子入札方式では、提出できるファイル数が 1 ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮 (1zh 形式等) して、1 つのファイルで提出すること。)

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、別添3の様式1及び別添2のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法で提出(提出期限内必着)すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### (イ) 紙入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること(提出期限内必着)。併せて、参加表明書総括表(別添 2)(ファイル形式「Microsoft Excel」)を CD-R に収めて提出場所へ提出すること。

なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### 工 提出部数

参加表明書の提出部数は、1部とする。

#### オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1の②に示す日までに書面にて通知する。

#### カ 記載上の留意事項

(ア) 企業の有資格者登録(別添3の様式2に記載すること) 企業の競争契約参加資格者登録の有無

(イ) 有資格技術者数(別添3の様式3に記載すること)

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門(選択科目等)ごとに人数を記載する。

- (ウ) 企業の過去 10 年間の当該業務部門実績(別添3の様式4に記載すること) 契約金額5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門に応じた業務及び評定点 を記載する。
- (エ) 重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無(別添3の様式5に記載すること。)

当該年度を含めた過去3年間の業務の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等 による契約不適合の有無を記載する。

(オ) 企業の地域貢献活動への支援(別添3の様式6に記載すること)

- ・ 表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の 表彰実績を記載する。
- ・ 地域活動に対する取組み状況には、過去3年間の管内における地域貢献活動(農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等)に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績内容を記載する。

なお、継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

- (カ) 企業の災害対応活動の実績(別添3の様式7に記載すること。)
  - ・ 過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績内容を記載する。
- (キ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(別添3の様式8 に記載すること。)

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。対象となる認定は以下の通り。

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)(女性活躍推進法)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ・ 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)に 基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)(次世代法第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」 という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)(若手雇用促進法第15条の規定に基 づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- (ク) 事業実施体制(別添3の様式9に記載すること。)
  - ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技 術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理 由(企業の技術的特徴等)等を記載すること。

なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は、併せて記載するものとする。 ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

- (ケ) 予定管理技術者の経歴(別添3の様式10に記載すること)
  - 予定管理技術者について、経歴等を記載する。
  - ・ 契約金額5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の管理技術者としての 業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等 監督要領第3号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験 をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況を記載する。
- ・ 手持ち業務は、本業務の公示開始日現在において履行中の管理技術者としての契約額 5百万円以上の全業務(発注者が他国、他機関の業務を含む。)を記載する(別添3の 様式10に記載すること)。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日(6月24日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- (コ)・予定照査技術者について経歴等を記載する(別添3の様式11に記載すること)。
- (サ)・予定管理技術者の表彰経歴(過去5年間)(別添3の様式12に記載すること)。 表彰には、過去5年間に受けた表彰歴として、当該業務部門に関連する農林水産大臣・ 農村振興局長・地方農政局長表彰、技術者表彰(農業農村工学会、農業土木技術研究会、 全国農村振興技術連盟)を記載する。
- キ 参加表明書総括表 (別添2)

参加表明者選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

#### (2) その他留意事項

ア 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 提出された参加表明書は返却しない。
- ウ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限日以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。 ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- カ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、東北農政局工 事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15北総第528号(経)東北農政局長 通知)に基づく指名停止を行うことがある。

#### 7 非指名理由の説明等

- (1) 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち指名(入札参加者として選定) しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」とい う。)を書面により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い 書面(様式自由)により説明を求めることができる。

ア 受付期間

- (1) の通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時。
- イ 受付場所 3に同じ。
- ウ 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (3) 分任支出負担行為担当官は、非指名理由の説明を求められたときは、(2)のアの受付期間の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 8 業務説明書に関する質問の受付及び回答
- (1) 業務説明書に対する質問は、次に従い文書(別添5)により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。
  - ア 受付期間

別表1の③に示す期間

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

別添 5 (ファイル形式「Microsoft Word」) に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。

また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail: thn-shitsumon-abu@maff.go.jp

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札方式(又は電送等)により行うほか、次のとおり閲覧に供する。
  - ア 閲覧期間 別表1の④に示す期間
  - イ 閲覧場所 3に同じ。
- 9 入札及び開札
- (1)入札の日時
  - ア 電子入札方式による入札の送信期限
  - (ア) 入札の送信期限 別表1の⑤に示す日時
  - (イ) システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入 札金額の送信を行うこと。
  - イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先
  - (ア) 入札書の受領期限

別表1の⑤に示す日時に6の(1)のイの場所に持参し、入札する。

- ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合
- (ア) 入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時までに6の(1)のイの場所に必着。

- (2) 入札方法等
  - ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方 式により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファクシミリ等による入札は認めな い。
  - イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものと するが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更す ることができる。
  - ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合が ある。
  - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
  - カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。

(東北農政局ホームページ: https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html

- (3) 開札の日時 別表1の⑦に示す日時
- (4) 開札の場所 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場 38-7 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 入札室

#### (5) 開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

#### (6)入札の無効

手続き開始の公示に示した指名されるための資格要件のない者の入札、参加表明書に虚偽の 記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に 関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落 札決定を取り消す。

#### (7) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって 有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格(以下、「調査基準格」という。)を下回る場合は、予決令 86 条の調査(以下、「低入札価格調査」という。)を行うものとする。

#### (8) 入札者が2者未満の場合の手続きの中止

参加表明書の提出又は入札(電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い時期)のいずれかの手続き期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

#### 10 低入札業務における品質確保対策の試行について

#### (1) 品質確保対策

調査基準価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。

- ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において 関係がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。
- イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況(写真撮影を含む)について、その都度監督職員へ報告するものとする。
- ウ 本業務の屋外で行う測量(又は調査)の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。
- エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

#### (2) 低入札価格調査

#### ア 調査方法等

低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者(以下「調査対象者」という。)に対して行うものとし、調査対象者からの事情聴取により実施する。調査対象者は、開札した翌日から7日(土日、休日を含む)以内に本調査に必要な資料等(以下「調査資料」という。)を提出し、事情聴取に応じなければならない。提出する調査資料の項目は次のとおりであり、様式等は通知時に併せて提示する。

(ア)	当該価格により入札した理由	(様式1)
(1)	入札価格の内訳書	(様式2)
(ウ)	当該契約の履行体制	(様式3)
(エ)	手持業務の状況	(様式4)
(才)	配置予定技術者名簿	(様式5)
(カ)	手持業務の状況	(様式6)
(キ)	過去に実施した同種又は類似の業務の名称	(様式7)
(ク)	経営内容(会社法第435条に基づく計算書類等)	

(ク) 経営内容(会社法第 435 条に基づく計算書類等)

(ケ) 品質確保計画について

(様式8)

調査資料は、提出後の差し替え及び再提出は認めないものとする。なお、調査資料の 提出がない場合、又は事情聴取に応じない場合には、「東北農政局競争契約入札心得」 第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効 とする。

### イ 品質確保対策の確認

低入札価格調査時には、前記(1)の「品質確保対策」の確認を行うものとする。特に、「(1)品質確保対策」アに関して、照査を行う第三者の照査技術者(以下「第三者照査技術者」という。)については、その確認ができる書面を調査資料とは別に提出するものとする。その上で、その確認ができない場合には、「東北農政局競争契約入札心得」第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

#### ウ 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

#### (3) 品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。 ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋 外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点 イ 「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10点減点

#### 11 貸与資料の閲覧

特別仕様書第10条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1の⑧に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、3に示す担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

#### 12 その他

(1) 契約書作成の要否

要。(別冊「業務請負契約書(例)」により作成する。)

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行福島支店)

ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

#### (6) 手続において使用する言語、通貨及び単位

契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

#### (7)競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書(例)」を熟読 し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

#### (8) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

#### (9) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。 この場合、中止に関する公示及び入札参加者に対して通知を行う。 なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

#### (10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

#### (11) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きに係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

- イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更 承諾願(別添6)を提出しなければならない。
- ウ 電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合 がある。

#### (12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\_jigyousya.pdf) (不当な働きかけ)

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1	T	<u> </u>	
	1	参加表明書の提出期間	令和6年6月25日から令和6年7月5日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までただし最終日については午後3時までとする。
	2	選定結果の通知時期	令和6年7月18日を予定
	3	質問受付期間	令和6年6月25日から令和6年7月23日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9時から午後5時まで
	4	質問回答閲覧期間	令和6年6月25日から令和6年7月25日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
	5		令和6年7月26日から令和6年7月31日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までただし、最終日については、午前11時00分までとする。
	6	紙入札方式により郵送又 は特定信書便で提出する 場合の入札書受領期間	令和6年7月26日から令和6年7月30日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までただし、最終日については、午後4時までとする。
	7	開札の日時	令和6年7月31日 午後1時30分
	8	貸与資料の閲覧期間	令和6年6月25日から令和6年7月23日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

<sup>(</sup>注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条 に規定する行政機関の休日をいう。

#### 参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札(最低価格落札方式)】

#### 令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務

			地渕重(ての2) 来る	177			評 価			
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点	P.1	評価点	С	備考
〈企業評価	i <b>&gt;</b>									
企業評価	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	_	-	1	資格登録されている	選定しない	資格登録されていない	
		技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を 有する技術者が2名以上であり、土地改良補償 業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有す る技術者との合計が6名以上存在	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を 有する技術者が1名以上であり、土地改良補償 業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有す る技術者との合計が2名以上存在	選定しない	A、Bに該当しない	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補資業務管理者資格がある場合は、土地改良神質等業務に10年以上後の用地調査等業務に17年以上従事した者、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した事業務経験年数とでの近事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事しても1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は、1年と見なす。・土地改長神償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者・土地改良補償者と土地改良補償業を管理者の両資格保持者は、土地改良補償費土を土地改良補債費を開発を14年の資格で計上する。
	専門技術力		当該業務部門の業務実績(国 営以外の農業農村整備事業を 含む)		当該業務部門の業務実績が5件以上ある		当該業務部門の業務実績が 1 ~ 4 件ある		ない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた 業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。 なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、業務説明書本文で示す業務
			過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 績(国営の農業農村整備事業 のみ)	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の 上位 1 / 2 グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の 下位 1 / 2 グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位(下位)を決定する ものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者 は、下位グループとする。(ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点 であった場合は、上位グループとする。) ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			納品後における重大な測量又 は調査ミスの発覚等による契 約不適合の有無	_	-	1	右に該当しない	-2	発覚等により、測量又は調	・重大な測量又は調査ミスとは、管内国営事業(務)所が発注する業務に おいて、当該年度より過去3ヵ年に用地調査等業務で境界紛争、調査不足 等により事業推進に弊害を及ぼしたものをいう。
			過去3年間(前年度まで)の管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表 彰実績有り	1	管内における農地・農業用水等の資源保全、 造 成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型 直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災 活動等に対して企業としての継続的な支援実績 又は災害活動実績有り		地域への貢献に対する取組み実績(過去3年間)がない	・地域への貢献に対する取組み実績(過去3年間)がない場合は、評価しない(0評価)。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間」と読み替えることができるものとする。
			過去3年間(前年度まで)に おける災害協定等に基づく活 動実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づ 〈活動実績がある	0. 5	災害協定に基づかない活動実績がある	0	災害協定等に基づく活動実 績(過去3年間)がない	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施股等に係る災害協定に 基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に 基づき実施した災害活動実績 をいう。 活動実績(過去3年間)がない場合は、評価しない(0評価)。
	フ・バランス		ワーク・ライフ・パランス等 推進に係る認定の取得状況等	0. 5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律(平成27年法律第64号。(以下「女性活躍 推進法」という。))に基づく認定等(えるぼ し・ブラチナえるぼし認定企業等)※1 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第 120号。(以下「次世代法」という。))に基づ く認定(くるみん・トライくるみん・プラチナ くるみん認定企業) ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45 年法律第98号。(以下「若者雇用促進法」という。))に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	_		0	Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間の働き方に係る基準を 満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画 間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業 業
	業務の実施体 制	業務の実施体 制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の 構成員	_	-	1	右に該当しない 参加表明者選定基准1		する場合	様式9に再委託の記載が無い場合は、「B評価」とする。

## 参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札(最低価格落札方式)】

令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務

		l .		T		評 価	1 == 1	
東 評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点	В	評  価	備考
<b>昏評価〉</b>								
画 資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野 の内容	5	土地改良補償士	2	土地改良補償業務管理者		・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 (短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、 土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理 格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10 従事した名、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良 係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従 業務経験年数とする。
		同等の能力と経験を有する 技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技 術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を 有する技術者	選定しない	なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日 1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に役 いる場合は1年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは を18年(短大・高車を23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者・ 良補償土、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償土 成良補償業務管理者と「同等の能力と経験を有する技術者」に該当 場合は、選定しない。
専門技術力	業務執行技術力	過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績又は 実務経験(国営以外の農業農 村整備事業を含む。)	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、 又は当該業務部門の業務をマネジメントした実 務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0 当該業務部門の業務実績、 実務経験がない	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類における分類と同一の業務
		過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 績(国営の農業農村整備事業 のみ)	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務 の平均成績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務 の平均成績が参加表明者の下位1/2グループ	0 当該業務部門の業務実績がない	業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。 なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。(「最近 了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を判断する。) ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位(下位)を決
		管理技術者としての成績が なく、担当技術者としての 成績がある場合(過去10年間)	1	-	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	_	■ものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中は、下位グループとする。(ただし、中間の者が直上位の平均成績であった場合は、上位グループとする。)・業務成績については、以下のとおりとする。(管理技術者の場合)業務成績評定通知に示す(管理技術者「技術者評定点」)である。(担当技術者の場合)業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
		農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況	3	研修会への参加が過去3年間(前々年度まで) に3回以上	1	研修会への参加が過去3年間(前々年度まで) に1~2回	O A, Bに該当しない	・研修会とは自社以外の他機関が主催する用地補償業務(管理を含 に関する研修会をいう(参加を証明する資料の写しを添付)。ただ 地改良補償土、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く 師として参加した場合は、回数に含む。) ・緊急事態宣言が発動されたことにより研修会への参加に影響が生 判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された (過去3年間」と読み替えることができるものとする。
		過去5年間(前年度まで)の 表彰経験の有無	2	管理技術者として担当した業務の表彰経験(大 臣表彰、局長表彰)がある。	1	技術者表彰がある。 その他、参考となる表彰(担当技術者として担当した業務の表彰経験含む。)がある。	0 表彰経験がない	・表彰対象は、業務説明書等で記載 (例)業務表彰:大臣表彰、局長表彰 技術者表彰:農業農村工学会表彰 他 ・評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰について 該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰さ る。
専任性	専任性	1件当たり5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額(国営以外も含む。)	3	手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額5千 万円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ業務契約総額2億円未満で、Aに該当するものを除く	-2 A、Bに該当しない	・既契約の工期末日と当該業務の公示日(6月24日)で重複を判

最高評価点 30.5点

## 参加表明書総括表

業務類型 簡易公募型競争入札 (最低価格落札方式) 令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積施水地区幹線用水路用地測量 (その2) 業務

業務	名	安積疏水地区幹線用	日水	利施設ストックマインメン   路用地測量(その2)業務	/ <b>/</b> }	<b>E</b> 连争来									
									-				業者記入	欄	
						評 伍									評点
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	A	評価点	В	評価点	С	я +	例	: 00コンサルタ	ンツ	業者名	š	
(企業評価) 資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	-	-	1	資格登録されている	選定した	資格登録されていない	数争参加資格申請手続中の場合は、開札時に資格登録されていることを条件と して「資格登録されている」と評価する。 ただし、原札時までに資格登録されなかった場合は、競争資格なしとして入札を 棚効とする。	В	1	登録有り			A:- , B:1, C:
	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	ı	土地改良補償士又はこれと同等の能力と 経験を有する技術者が2名以上であり、 土地改良補償業務管理者又はこれと同等		土地改良補償士又はこれと同等の 能力と経験を有する技術者が1名 以上であり、土地改良補償業務管	ない 選定し	A、Bに該当しない	・土地改良補償土と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学率19年(第十 高等率22年。高校率22年)は上間前の第九分(機能を削し、かつ、土地改良・構築 に、今後後、土地改良等素質能の同性能等等表別にの対すれば来しませました。土地						選定しない
				の能力と経験を有する技術者との合計が 6名以上存在	•	現者又はこれと同等の能力と経験 を有する技術者との合計が2名以 上存在	ない		いる経典を主命管理を専業時間の(MPM)に対していまった。1.06 に17年以上部は、2.66 では、場合は、土地改良事業間に同地設置事業を ・選邦に定事した年数は、土地改良事業関係の用地設置等業階に従事した業務 経験物をとう。 なお、その従事制限の計算方法は、4月1日から壁中の月別1日までも1年度 とし、このうた異和を提手した。1年2月1日から壁中の月別1日までも1年度 とし、このうた異和を提手した。1年2月1日 に対しまる業務に収集している等を は、1年2月45年 ・土地改良料理業者管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学享18 年(版大・高事名2年、高校62年)以上指出の能力と経験を有し、かつ、土地 改具事業制殊の対処性を参加が、19年以上第41上第 ・土地改良料理な土土地改良料理業者を同様を持ちは、土地改良料 型工の資本ではた土地改良料理業者を同様を持ちは、土地改良料 型工の資本では土土地改良料理また。1年3日、1年3日、1年3日、1年3日、1年3日、1年3日、1年3日、1年3日、	A	3	士2、 同等1、 者3			A:3, B:1, C:選定し ない
専門技術力	成果の確実 性	過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績(国 営以外の農業農村整備事業を 含む)		当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が1~4 件ある	0	当該業務部門の業務実績がない	・当該業務部門とは、免注者が業務談所書等で示すAGRS業務分類コード表に おけら分級日一の実務、UT・同じ、 ・選券業務、素務務機は、東北高数の居内へおける当該業務内容に応じた業務 である。 ・評部における件数は、最近の変了側に10件までとする。 ・実務成舗について、業務成務等を登したすり業務できる。	A	2	5件			A:2, B:1, C:0
		過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 績(国営の農業農村整備事業 のみ)	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が 参加表明者の下位 1 / 2 グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	参加を解析のうち、C部間は外の者を対象に上他で下旬に表決されるものとし、 対象者数が容易の場合にあってはグループ分けした際の中間の若は、下位グ ループよする。 (とだし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループと する。)	A	2	上位1/2 (OO 点)			A:2, B:1, C:0
		納品後における重大な測量又 は調査ミスの発覚等による契 約不適合の有無	-	-	1	右に抜当しない	-2	重大な測量又は調査ミスの 発覚等により、測量又は調 査のやり直し又は成果物の 手直しがあった	・意大な創意文は描念さみとは、等内図書書業(田)所が失きする東京において、 動態年度より基立の年に用始調査等業務で境界紛争、調査不足等により事業 推進に弊害を及ぼしたものをいう。	В	1	該当しない			A:- , B:1, C:- 2
	地域への貢献	通去3年間(前年度まで)の 管内における地域貢献活動へ の支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活 動の表彰実績 有り	1	管内における農地・農業果用金 資源保全、造体 競技・ 展村環境・ 保全、住民参加 実と 現作物業地域 工、規作的業地域 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	0	地域への貢献に対する取組 み実績 (過去3年間) がない	・地域への貢献に対する取組分表館(過去3年間)が以い場合は、評価しない(の 評価)。 ・「最高事態宣言が勇動された単において、活動に支援が生じた場合にあっては、 ・「最高を設置する。 職能的対文質疾機の対象制度から続くことができるものと」、「過去3年間まじ解 恋事態宣言が発動された単を除く過去3年間」と認み替えることができるものとす 6.5	A	2	表彰実績 有り			A:2, B:1, C:0
	業務執行能力	過去3年間(前年度まで)に おける災害協定等に基づく活 動実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等 に基づく活動実績がある	0.5	災害協定に基づかない活動実績が ある	0	災害協定に基づく活動実績 (過去3年間)がない	京書位学年により(実動業的とは、 「国 他力高な書館との間に雑誌した土地改良施設等に係る災害協定に基づく 東議を受けて実施した災害活動を継 ・検定自治なからの要請を受け、高から団体等に対して行った協力協制に基づを 実施した災害活動実績 をいう。 活動表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	A	1	活動実績 有り			A:1, B:0. 5, C:0
ワーク・ライ フ・パランス 等の推進	ワーク・ラ インス 等の推 進	ワーク・ライフ・バランス等 推進に係る認定の取得状況等		次に掲げるいずれかの認定等を受けている。  ・女性の職業生活における活躍を推進に 関する法律(平成27年法律等例例。(以 下「女性活躍推進法という。))に基 がくび認定等(そのほし・ブラナえるぼと し認定企業等)※1 大変世代育成で、後期で、大変世代表は、(平成15年 は、120号。(以下「大変性代表と、(平成15年 ま))に基づら数と(くるみん・トライ オース・カル・ス・ラーナン(のかん・トライ オース・カル・ス・ラーナン(のかんがた)を企 ※2 ・青少年の屋用の保進等に関する法者 に昭和5年生後等39号。(以下「基づく認定 (に昭和5年生後等39号。(以下「基づく認定 (ユースエール記定企業)※3			0	Aに議当しない	部1 女性理機能主張の企义は第15条の規定に基づく認定を受けている企業 (第9条に前するのに対して、労働時間の参与た16名為事を 満たするのに限る。)、同談話を条に基づく、秘事業ま行動計画(計画 類問が減すしていいものに限る。) を変定している企業 (特神雇用す 6労働の数が100人以下のものに限る。) を変としている企業 (特神雇用 6労働の数が100人以下のものに限る。) をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業	A	0.5	認定を受けている			A:0. 5, B: -, C:0
業務の実施体 制	業務の実施 体制の妥当 性	再委託の内容及び分担業務の 構成員	-	-	1	右に該当しない。	選定しない	業務の主たる内容を再委託 する場合	様式SIに再要託の記載が無い場合は「B評価」とする。	В	1	再委託なし			A:- , B:1, C: 選定しな い
<予定管理技 資格要件	術者評価> 技術者登録	技術者資格及びその専門分野 の内容	5	土地改良補價士	2	土地改良補償業務管理者	-		・土地改良経信士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学等19年 (指大・高等年27年 高校卒27年)以上相当の能力と経験を有し、か つ、土地改良経信業者等理者対策がある場合は、土地改良経信業者等理 の資数試験に対し、登録後、土地安良事業機の対策等事業別 (10年以上従事した者、土地改良持備業務管理を持続がない場合は、土地 成具事業関係の開発等事業別に対しており、土地 ・素剤に従事した年数は、土地改良事業関係の用地顕音等業別に従事し ・素剤に従事した年数は、土地改良事業関係の用地顕音等素別に従事し ・素剤に従事した年数は、土地改良事業関係の用地顕音等素別に従事し	A	5	土地改良補償士			A:5, B:2, C:-
		同等の能力と経験を有す る技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と軽験を有する技術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の 能力と経験を有する技術者	選定しない	A、Bに該当しない。	なお、その従事機関の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを 1年度とし、このうう集務日数を始み上げて183日出土勧重業形に従事し ている場合は、1年と見なす。 ・土地也支援機関管管書名ト目のの能力と経験を有する技術者とは、大 学卒18年、土地の支援機関管管書と同日の能力と経験を有 しか、土地の支援機関と事業関係の日本開発等者業所17年以上従事した者・ 土地の支持機関土、土地の支援機関を有限するがあるがなく、土地の支持機 大、土地の支持機関土、土地の支持機 、土地の支持機関土、土地の支持機 、土地の支持機関土が、土地の支持機 、土地の支持機で、1年の大学が表現してい場合は、選売しない場合は、選売しない。						A:3, B:1, C:選定し ない
専門技術力	業務執行技 術力	過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績又は 実務経験(国営以外の農業農 村整備事業も含む)		当該業務部門の管理技術者としての業務 実績、又は当該業務部門の業務をマネジ メントした実務経験がある		当該業務部門の担当技術者として の業務実績がある		当抜業務部門の業務実績、 実務経験がない	- 当該業務部門とは、発注者が業務説明書本文で示すAIRIS業務分類コード表における分類と同一の業務	A	2	管理技術 者として の実績有			A:2, B:1, C:0
		通去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 績(国営の農業農村整備事業 のみ)	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ	1	当該業務部門の管理技術者として 担当した業務の平均成績が参加表 明者の下位 1 / 2 グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	・東京原植、東京成植は、東北県政局管内における当旅業務内容に応じた 定義官本名。 ・評価における年数は、最近の東了側に5年までとする。 ・評価における年数は、最近の東了側に5年までとする。(「最近の東 了」とは、本業務の参加表明書提出別日で重複を料断する。) ・参談原明書のうち。(対象とは一般とあるとは、大変と呼る ものとし、対象者数が考数の場合にあってはグループ分した際の中間 ものとし、対象者数が考数の場合にあってはグループ分した際の中間	A	2	上位1/2 〇〇点			A:2, B:1, C:0
		管理技術者としての成績 がなく担当技術者として の成績がある場合(過去 10年間)			1	当該業務部門の担当技術者としての成績がある	-	-	の者は、下位ゲループとする。 (ただし、中間の者が重上位の平均減額 と同なすると呼らは、上位ゲループとする。) ・素務成績については、以下のとおりとする。 (管理技術者の基本に示す (管理技術者(技術者辞定点))である。 (担当技術者の表 業務成績評定通知に示す(管理技術者(技術者辞定点))である。	-	-	-			A:- , B:1, C:-
		展業最村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況	3	研修会への参加が過去3年間(前々年度 まで)に3回以上	1	研修会への参加が過去3年間 (前々年度まで)に1~2回	0	A、Bに該当しない	・研修とは自社以外の他職間が主催する原料組模素度 (管理を含 力、)に関する解析を企いう(参加を採用する原料の別とを持つ、大 だし、土地也員相信生、土地会員相信業務等を選出を得り、 技会、(議路として参加した場合は、関数に含む。) ・製造券部宣素が受動されたことにより研修会への参加に影影が生じた と判断される場合は、「過去さ年間」と「製造券を宣素が発動された年 度を除く過去3年間」と読み替えることができる。	A	3	3回以上			A:3, B:1, C:0
		通去5年間(前年度まで)の 表彩経験の有無		管理技術者として担当した業務の表彰経 験(大臣表彰、局長表彰)がある		技術者表彰がある。 その他参考となる表彰 (担当技術 者として担当した業務の表彰経験 を含む) がある。		表彰経験がない	・表形対象は、業階級明書本文で記載 業務表彰: 農林水産大吃・農村振興局象・地方農政局長の表彰 技術者表彰: 農業科工学会・農業大社技術研究会、全国農村振興技術 運型の表彰 開極対象は、島族業務局門に搬達する表彰とし、業務表彰については、 島族業務部門とAGIIS業務分階の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。	A	2	表彰経験 有り			A:2, B:1, C:0
専任性	専任性	1件当たり5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数又は手持ち業務契約総額 (国営以外も含む。)	1	手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総 額5百万円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ業務 契約総額2億円未満で、Aに該当 するものを除く	-2	A、Bに該当しない	- 既契約の工期末日と当該業務の公示日(6月24日)で重複を判定	A	3	2件 4百万円			A:3, B:1, C:-2
_	_	_			_				最高評価点 30.5点		30. 5		0		]

## 参加表明書

#### 業務名称

令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務

標記業務の競争入札者選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。 なお、業務説明書に掲げる入札参加者に要求される資格要件を有することを誓約します。 なお、現在申請中である業務説明書5の(1)のウに掲げる参加資格を除き、入札参加者に 要求される資格要件を有することを誓約します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長 井上 裕 殿

(提出者)

住 所

会社名

代表者 役職 氏名

電話番号

担当者 役職 氏名

メールアドレス

#### 企業の有資格者登録の有無等

項目			
競争契約参加資格者登録	有(登録番号 ○○○)	無	手続中

注1:有の場合は、登録番号を記載する。

注2:参加資格申請中の場合は、申請書類写しを提出する。 注3:有資格者登録の「競争参加資格の認定」を評価する。

(様式3)

#### 有資格技術者数

資格の種類	部 門 等	所属技術者人数
(例) 土地改良補償士		○名
(例) 土地改良補償士と同等の能力 と経験を有する技術者		○名
(例)土地改良補償業務管理者		○名
(例)土地改良補償業務管理者と同等 の能力と経験を有する技術者		○名

注1:所属技術者人数の記載は、資格の種類を重複して記載しない。

注2:有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者で土地改良補償業務管理者の資格 を有する者については、その有効に登録されている証明書の写しと当初資格取得時の証明書の 写しを併せて添付すること。

注3:土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者については、対象者の氏名、最終卒の履歴(卒業年次・学校名称・学科)、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面(土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの)を作成し、添付すること。 AGRIS 未登録業務の場合は、契約書の写し等、業務内容(業務名、業務概要、発注機関、履行期間、受注者、契約金額)が確認できる資料を添付すること。

注4:土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者の判断基準は、参加表明者選定基準の<企業評価>の資格要件による。

注5:技術者資格の「当該業務部門の技術者の存在」を評価する。

#### 企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び業務成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点			
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							
計 〇〇件、平均評定点〇〇.〇〇点							

- 注1:過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:契約金額5百万円以上の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS 未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付すること。
- 注3:業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、10件まで記載する。 なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が10件に満たない場合は、国営以外の農 業農村整備事業を含め10件まで記載する(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しな いこと。)。
- 注4:評定点は、業務成績評定点とし、国営のみを記入する。
- 注5: 当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示す AGRIS 業務分類コード表における分類と同一の業務である。

なお、業務概要には当該業務部門に合致する事項を簡潔に記載する。

注6:業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務。

注7:成果の確実性のうち、過去10年間の業務実績や業務成績を評価する。

(様式5)

#### 重大な測量・調査ミスの発覚等による契約不適合の有無

項目	有 無
当該年度を含め、過去3年間の業務で納品後における重大な測量・調査ミスの発覚等により、測量・調査のやり直し又は成果物の手直しがあったか。	

注1:該当項目に○を付けること。

注2:該当ありの場合は、確認できる資料を添付すること。

注3:成果の確実性のうち、契約不適合の有無について評価する。

#### 企業の地域貢献活動への支援(管内における過去3年間)

優良工事(業務)表彰における地域貢献活動の表彰の経歴										
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内 容	備考						
地域活動に対する	る取組み状況									
(市町村や協議会	会・団体から	の参加証明書、参加者名類	等等を添付すること)							
年月日	場所	ţ	地域活動の内容							

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3ヵ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2:地域活動に対する取組み状況は、管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績について記載する。
- 注3:地域への貢献の、「過去3ヵ年の地域貢献活動の支援」について評価する。
- 注4:企業の地域貢献活動への支援内容が確認できる資料(表彰状(地域貢献活動)の写し、取り組み実績を証明する資料等)を添付すること。
- 注5: 継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2ヵ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- 注6:緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援 実績の対象期間から当該年度を除くことができるものとし、「過去3ヵ年の地域貢献活動の支援」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3ヵ年の地域貢献活動の支援」と読み替えることができるものとする。

#### 企業の災害対応活動実績(過去3年間)

災害協定等に基づ			
期間	場所	災害対応活動の内容	備考

- 注1:過去3年間とは、前年度より過去3ヵ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2: 災害対応活動に対する取組み状況は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。
- 注3:国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき 実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請 文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容 を証明する契約書の写し)を添付すること。
- 注4:業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」)について評価する。
- 注5:国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例:災害設計書作成(○○○○業務))

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1	女性の職業生活における活躍の推進に関す	る法律に基づく認定	官等	·				
	○「えるぼし1段階目」の認定を取得して	=						
				該当	•	該当しな	2V )	]
	○「えるぼし2段階目」の認定を取得して	- 9	r	≇农业	_	該当しな	<b>31.</b>	1
	<ul><li>○「えるぼし3段階目」の認定を取得して</li></ul>		L	沙田	•	刻目 しな	.,	1
		=	[	該当		該当しな	261	]
	○「プラチナえるぼし」の認定を取得して	<del>-</del>	_					_
				該当	•	該当しな	?V \	]
	○一般事業主行動計画(計画期間が満了し	ていないものに限	ろ.	) <b>を</b> 領	新定	• 届出を〕	して	お
	り、かつ、常時雇用する労働者が100人以		Φ0	<i>/ L/</i>	14/4	/шшс	<i>-</i> (,	, ,
			[	該当	•	該当しな	271	]
2	次世代育成支援対策推進法に基づく認定							
	○「くるみん認定」を取得している。		,	<b>→</b> +√1/		=+1/1 3		,
	○「トライくるみん認定」を取得している。		L	談当	•	該当しな	261	1
	し、「フィイのみん動作」を収付している。		ľ	該当		該当しな	261	1
	○「プラチナくるみん認定」を取得してい		•	F2\_		<b>F</b> /\ 0 0		•
			[	該当	•	該当しな	271	]
3	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づ	く認定						
	○ユースエール認定を取得している。		,	<b>→</b> +√1/		=+1/1 3		,
			L	談当	•	該当しな	261	1
注	E1:1から3の全項目について、該当するも	のに○を付けること	0					
泊	2:それぞれ、該当することを証明する書類	(認定通知書の写し	• –	一般事業	美主?	<b>亍動計画</b> 策	定・	変
	更届(都道府県労働局の受領印付)の写し	を添付すること。						
洼	E3:「ワーク・ライフ・バランス等の推進に				,	710 710	,,	
	する同要綱の対象となる外国法人の場合は、				止明了	する書類	(内閣	肘付
	男女共同参画局長による認定等確認通知書	の手し)を称わりる	_ <	-0				
						(梼	試9	))
茶红	<b>8実施体制【再委託等</b> について記載】							
<del>**</del> 1		Γ						
	分担業務及び再委託等の内容		備	考				

注1: 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する

場合は、備考欄にその理由を記述するとともに、再委託先又は協力先が明らかな場合は企業名等を記載すること。

(様式10)

## 予定管理技術者の経歴等

an ma 氏 名				月日			
所属・役職							
所有技術者資格〔資格の種類、部門(選択科目)、登録番号、取得年月日〕							
過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び成績 管理技術者 ・ 担当技術者 (該当する方に○を付ける) 合計○○件、平均成績点○○.○○点							
業務名	業	務概要	3	<b></b>	履行其	期間	評定点
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							
過去10年間の当該業務部	羽門の業績	<b>答をマネジ</b> 〉	メントし	た実務経験			
業務名	業務概要		2	<b>発注機</b> 関	実施生	<b></b>	監督に おける立場 (総括/主任)
AGRIS登録番号:							
農業農村整備事業に関する継続教育に対する取り組み状況 前々年度の参加回数 回 (参加を証明する資料の写しを添付すること) 過去3年間 (前年度まで) の参加回数 回 (参加を証明する資料の写しを添付すること)							
手持ち業務の状況(令和 年 月 日現在) 合計〇〇件 〇〇. 〇百万円							
業務名		発注機	関	履行期間	]	契約金額	
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							

注1:土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴(卒業年次・学校名称・学科)、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面(土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日ま

で記載したもの)を作成すること。

なお、様式3での証明書で準用する。

- 注2:過去10年間とは、前年度より過去10ヵ年とし、当該年度は含めない。
- 注3:当該業務部門とは、業務説明書等で示すAGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。
- 注4:業務実績及び成績は、契約金額5百万円以上の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は、契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付すること。

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者として の業務実績及び業務成績を記載すること。

業務実績及び業務成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、5件まで記載すること。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び業務成績が5件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、5件まで記載すること(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)。

業務成績(評定点)は、管理技術者としての実績がある場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみを記載すること。

注5:農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況は、自社以外の他機関が主催する用地補償業務(管理を含む。)に関する研修会への参加回数を記載する。

ただし、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。なお、講師として参加した場合は回数に含む。

研修を受講等している場合は受講等したことを証する書面の写しなど、研修会に参加したことを証明する書類を添付すること。

上半期(4月~9月)に間に公示する業務については「前年度」を「前々年度」とする。 また、「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が 発動されたことにより研修会への参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を 「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。

注6:「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として従事している業務契約金額が5百万円以上の業務を記載すること。 なお、会計年度を跨ぐ受注業務では、当該年度の出来形予定額を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第 2210 号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日(6月24日)に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- 注7:プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないので留意すること。
- 注8:技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任制について評価する。

#### 予定照査技術者の経歴等

sり がな 氏 名	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格〔資格の種類、部門(選択利	科目)、 <del>登録番号</del> 、取得年月日〕

- 注1:有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。
- 注2:土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴(卒業年次・学校名称・学科)、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面(土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの)を作成すること。

なお、様式3での証明書で準用する。

注3: 当該業務における照査技術者の資格要件を確認する資料である。

(様式 12)

#### 予定管理技術者の表彰経歴(過去5年間)

表彰の経歴(管理技術者として担当した業務表彰、技術者表彰)						
表彰名	表彰名 表彰年月 業務名又はテーマ 内容 備考					

- 注1:過去5年間とは、前年度より過去5ヵ年とし、当該年度は含めない。
- 注2:表彰経歴には、当該業務部門に該当する業務等に係る表彰を記載する。

(当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示す AGRIS 業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業務表彰については、当該業務部門と AGRIS 業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。)

- 注3:内容欄は、簡潔にまとめること。
- 注4: 備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点、AGRIS登録番号(未登録の場合は未記載)を、技術者表彰である場合は、所管団体名を記載する。

なお、受賞したことを証する書面の写し及び業務内容等が確認できる資料(契約書の写し) を添付する。

注5:業務執行技術力のうちの、過去5ヵ年間の表彰経験の有無について評価する。

注6:予定管理技術者の表彰経歴が確認できる資料(表彰状の写し等)を添付すること。

#### 資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長 井上 裕 殿

> 住所 商号又は名称株式会社 代表者役職氏名

業務名 令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務

令和6年6月24日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書の提出に際し、業務説明書5 (2)に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の参加表明書を提出した場合、当該業務の参加表明書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 業務説明書5(2)アの(ア)及び(イ)に掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
000000	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係

2 業務説明書5(2)イの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先						
投戦及び以右	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係				
執行役員 〇〇〇〇	000000	(株) 0000	代表取締役				
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役				
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役				

#### ※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2)受付番号欄には、令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3) 該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 121 条に規定する株主名 簿 (写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

## 令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務 質問回答書(令和 年 月 日)

項	目	内	容(回	答)	備	考

担当窓口部署:○○○○ 担当者氏名:○○ ○○

電話番号: 〇〇〇-〇〇-〇〇

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長 井上 裕 殿

住 所:

商号又は名称:○○○○株式会社

代 表 者:代表取締役

00 00

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業安積疏水地区幹線用水路用地測量(その2)業務について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

# 低入札価格調査における調査資料様式

	次
	火

1.	作成要領(各様式別)	•••	7
1.	作成要領(各様式別)		-

#### 調查資料作成要領(各様式別)

#### 各様式共通

- 1. 各様式に提出すべき添付資料のほか、入札者が必要と認める添付資料を提出することができる(この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)。
- 2. 必要に応じ、各様式に提出すべき添付資料以外にも、入札者によって技術提案の確実な履行 の確保がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求め ることがある。

#### 様式1 当該価格により入札した理由

#### 記載要領

- 1. 当該価格により入札した理由を、手持機械等の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載する。
- 2. なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果物の品質の確保を行うことは当然である。

#### 様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 記載要領

- 1. 特別仕様書に示されている作業項目及び数量に対応する内訳書とする。また、作業項目及び 数量に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。さらに、「名称・規格」 毎に「二次内訳書」を提出すること。この際、「積算内訳の明細書」を算出した根拠となる、 設計図書に記載されている区分別の費用及びその区分毎に職階別の歩掛、技術者単価など詳細 な内訳がわかる明細書についても提出すること。なお、官積算額欄には、何も記載しないこと。
- 2. 内訳書には、再委託(契約書に基づく発注者の承諾を必要としない軽微な部分の再委託を含む。以下、作成要領において同じ)を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- 3. 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- 4. 追加資料提出者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
- 5. 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」 等の名目による金額計上は行わないものとする。

#### 様式2-1 一般管理費等内訳書

#### 記載要領

- 1. 一般管理費等は、一般管理費と付加利益からなり、様式2で記載した一般管理費等の内訳を記載するものとする。
- 2. 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等に係る項目別の金額を記載すること。
- 3. 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等に係る項目別の金額を記載すること。

#### 様式3 当該契約の履行体制

#### 記載要領

- 1. 体制図においては、再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再 委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。また、当該業務 が特別仕様書等において、調査基準価格を下回る価格で契約した者に対し第三者による照査の 実施が義務付けられている業務(以下、「第三者照査対象業務」という。)である場合は、第 三者照査の実施予定先を記載する。
- 2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3. 測量業務(航空測量を含む。以下、作成要領において同じ。)及び地質調査業務については、 配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備 考欄に「現場責任者」と明記すること。

#### (添付資料)

- 1. 再委託を行う予定がある場合、再委託の予定金額を確認するためすべての再委託先からの見積書を添付すること。
- 2. 再委託先からの見積書には、様式2を準用した内訳書を添付するものとし、項目(設計業務の場合の例:直接設計費、直接経費、その他原価、一般管理費等)毎の内訳が分かるようにすること。
- 3. 再委託が測量業務又は地質調査業務である場合には、手持機械等の状況について様式6を準用し、作成し添付すること。
- 4. 第三者照査対象業務の場合は、第三者照査の実施予定先からの見積書を添付すること。

#### 様式4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

#### 記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)ごとに、契約金額 500 万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等すべてについて記載するものとする。

#### 様式4-1 手持ち業務の人工

#### 記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)ごとに、当該業務及び様式4で記載した手持ち業務の特別仕様書の作業項目及び数量に記載されている区分別に期間別の計画人工数(日数)を記載すること。なお、人工合計(日数)の欄には、期間別の合計人工数をそれぞれ記載するものとする。

#### 様式5 配置予定技術者名簿

#### 記載要領

- 1. 配置を予定する技術者(再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。)について記載するものとする。なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- 2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3. 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。 (添付資料)
- 1. 本様式に記載した入札者の技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した 者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2. 再委託先の技術者については、再委託先の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 3. 入札者の技術者、再委託先の技術者については、記載した資格を証明する書面の写しを添付する。
- 4. 第三者照査対象業務の場合は、特別仕様書において定める第三者照査の企業に要求される資格及び第三者照査の照査技術者に要求される資格を確認できる資料の写しを添付する。

#### 様式5-1 直接人件費内訳書

#### 記載要領

配置を予定する技術者(再委託先の技術者を含む。)ごとの直接人件費の内訳として契約対象業務作業時間、年間総労働時間、年収、法定福利費及び退職給付費用を記載のうえ年間人件費、人件費単価及び調査対象業務直接人件費を算出し、契約対象業務直接人件費の合計額を合計欄に記載すること。

#### (添付資料)

配置を予定する技術者(再委託先の技術者を含む。)ごとの過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し(様式5-1に記載した年収が確認できる範囲)及び過去3カ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを添付すること。

#### 様式6 手持機械等の状況

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。

<機械を保有している場合>

#### 記載要領

- 1. 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持機械について記載する。
- 2. 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

#### <機械をリースする場合>

#### 記載要領

- 1. 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定 業者について作成する。
- 2. 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
- 3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委託先の相手方と機械リース予 定業者との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 また、取引年数を括弧書きで記載する。

#### 様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 記載要領

- 1. 配置予定技術者名簿に記載した技術者について記載すること。
- 2. 過去3年間に国及び地方公共団体等が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務(契約対象業務と同じ業種区分の測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務に係るものに限る。)すべて(入札日時点で履行中のものは除く。)について、新しい順に記載する。

また、業務成績評定点についても記載することとし、業務の「契約書」の写し及び「業務成績評定通知書」の写しを添付すること。

3. 農林水産省が発注した業務について、「業務成績評定」が60点未満の業務がある場合は、 当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。

#### 様式8 当該業務の品質確保計画

#### 記載要領

1. 特別仕様書に記載する品質確保対策について、確実に履行するための計画を記載すること。

## 様式2

## 入札価格の内訳書【測量業務及び用地測量業務】

### (標準記載例)

業務名								
業務区分	項	ÎΒ	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額( <b>C</b> )	官積 算額(D)	備考
測量作業費	直接測	則量費	路線測量費					一次内訳書-1
			打合せ					一次内訳書-2
			旅費交通費					一次内訳書-3
			安全費					一次内訳書-4
			技術管理費					一次内訳書-5
	諸経費		間接測量費 一般管理費等					諸経費に係る内訳書
業務価格								再委託予定金額 の比率〇〇%

## 入札価格の内訳書の明細書【測量業務及び用地測量業務】

### (標準記載例)

#### (一次内訳書の様式)

( )(1)1)	- 次内訳書の様式) - 次内訳書 - 1 路線測量費の内訳								
次門が音 1 応縁側単質の門が						T			
項目	名称・規格	単位	数 量	業務実 施金額	官積 算額	備考			
直接測量費	全体計画	式				二次内訳書-1			
	現地踏査	km				二次内訳書-2			
	線形決定	km				二次内訳書-3			
	中心線測量	km				二次内訳書-4			
	縦断測量	km				二次内訳書-5			
	横断測量	km				二次内訳書-6			
	平面測量	m²				二次内訳書-7			
	伐採	km				二次内訳書-8			
	計								

注:「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。

#### (諸経費に係る内訳書の様式)

「旧川上只「	(相性)に応る門が音の様式()							
		諸経	費の内訳					
項目	種別	細別	業務実施金額	備考				
諸経費	間接測量費 一般管理費等	間接測量費 一般管理費 付加利益						
	計							

## 入札価格の内訳書の明細書【測量業務及び用地測量業務】

#### (標準記載例)

### (二次内訳書の様式)

	二次内訳書-2 現地	踏査1km	あたり	の費用内割	沢	
項目	名称・規格	単位	数 量	業務実施金額	官積	備考
直接測量費	測量技師	人				
	技師①	人				
	技師②	人				
	機械経費	式				
	材料費	式				
	計					

注1:二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。 注2:技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

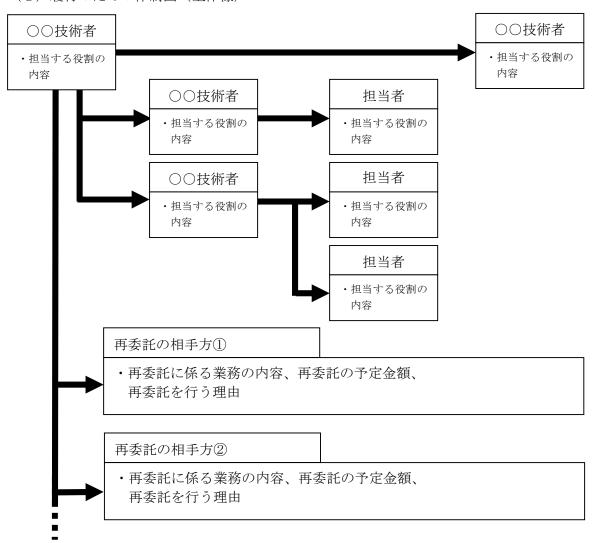
### 一般管理費等内訳書

机外垫角光效力		
契約対象業務名		
費目・項目	金額 (円)	備考
一般管理費等		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		

#### 様式3

#### 当該契約の履行体制

#### (1) 履行のための体制図(全体像)



#### (2)業務に係る実施体制

(2) /(3)(-)(3)	1			I
技術者 の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

# 様式4

## 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

( 技術者) (氏名: )

	八九 ·	)		
業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

## 様式4-1

汞式 4 一 1																																		
								手	持	ち業	終	の	人	L(:	当該	核業	務:	も含	む)															
技術者)(氏名:				)																														日数を記
業務名·業務項目	ļ.	4)			5月			月	Ļ	7月			3月		9,			10月		11			2月			1月	Š		2月	20		3月	20	備考
	営業日	7 .		0 1 7 7		20		7								7 20				7	7 7			7	7	10 2 7	7		7		7	10 :	7	
業務	<u> </u>		-	,, ,					, , <i>,</i>					-,		-	,, ,				<u>'   '</u>	, ,	,								-/-	-'-		
〇〇検討																					1.0	1.0		1.0										
〇〇調査			$\perp$										$\Box$			$\perp$								1.0	1.0	1.5	1.5		1.0					
〇〇整理			_	_			_	_	_	1		ш	_	_	_	_	╄	ш	_	_	┿			_	_	_	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	_	
報告書作成		-	+	+	$\vdash$		-	+	+	1	Н	Н	_	+	+	+	+	Н	-	+	+			_	_	_		Н		_	_	2.5	2.5	
		-	+	+	$\vdash$	Н	+	+	+	+	Н	Н	+	+	+	+	+	$\vdash$	-	+	+	H		+	+	+		Н	$\vdash$	+	-	-	_	
		-	+	+	H	Н	+	+	+	+	H	H	+	+	┿	╈	+	$\vdash$	-+	+	+	$\vdash$		_	+	+		Н	$\vdash$	-	-	-	_	
		+	T	$\top$	т	Н	H	$\top$	T	T		Н	7	+	T	T	t	H	1	$\top$	t	т		_	7	$\dashv$		Н		_	1			
小 計		_	T	1				_	T	T			7	T	1	T	$\top$		7	1	1	- 1	2	2	2	2	2.5	2	2	- 1	1	3.5	2.5	
業務															-																			
〇〇検討			Т	T					T												1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5								
〇〇調査																								1.0	1.0	1.5	1.5							
〇〇整理			┸						_			Ш	_	_	_	┸				_				_	_		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
報告書作成		_	_	_			_	_	_	1		ш	_	_	_	_	╄	ш	_	_	┿			_	_	_		Ш		_	_	2.5	2.5	
		_	+	+	$\vdash$		-	+	+	1	Н	Н	_	+	+	+	+	Н	-	+	+			_	_	_		Н		_	_	-	_	
		-	+	+	Н		+	+	+	+	Н	Н	$\dashv$	+	+	+	+	H	+	+	+	Н		$\dashv$	+	+	_	Н		$\dashv$	+	-	-	
		-	+	+	Н		$\dashv$	+	+	+	Н	Н	$\dashv$	+	+	+	+	H	+	+	+	H		$\dashv$	$\dashv$	+		Н	-	-	-	-	-	
小計			╁	+	Н		-	+	+	1	H	H	+	+	+	+	+	H	-	+	1	1	2	2	2	2	2.5	2	2	- 1	1	3.5	2.5	
業務	•																																	
			Т	Т				Т	Т				Т	Т	Т	Т	Т			Т	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5				П	П		_	
_			I		Г			Ⅱ	İ				J	I	I	I	I			I	I			1.0	1.0	1.5		1.0						
													П		Ι										П		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
			┸		L	Ш			L			Ш	_	⅃		┸	L				L	Ш		Д	_					_		2.5	2.5	
			┸	_	L	Ш		_	╄	Ш	Ш	Ш	4	4	┸	╄	╄		_	┸	╄	L		_	4	4		Ш		_	_		_	
		_	+	_	⊢	Н	ш	_	+	$\perp$	Ш	Н	4	4	4	╄	+	ш	_	_	+			_	4	4		Ш		_	_			
		_	+	+	$\vdash$	Н	$\vdash$	_	+	$\vdash$	Н	Н	+	+	+	+	+	$\vdash$	_	+	+	H		-	+	+	_	Н	Н	-	-	_	_	
小計	-	+	+	+	$\vdash$	Н	+	+	+	+	Н	Н	$\dashv$	+	+	+	╁	H	-	+	+	1	2	2	2	2	2.5	,	2	-	1	3.5	2.5	
4, 11		- 1			_					_	ш	ш					1_	-					- 2	-	-		2.3		- 2	_'	- 1	0.0	2.0	
人工合計(日数)		_	_	_	_			$\overline{}$	_				_	_	_	_	т-	П		_	3	3	6	6	6	6	7.5	6	6	3	2	10.5	7.5	
ハエロロ(ロ奴/			_	_																- 1		' 3		0	0	0	7.3	- 6	- 0	3	3	10.0	7.3	

## 配置予定技術者名簿

技術者 の区分	氏 名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

## 様式5-1

## 直接人件費内訳書

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
技術者名	契約対象 業務作業 時間	年間総労 働時間	年収	法定福利 費	退職給付 費用	年間人件費 =(4)+(5)+ (6)	人件費単価 =(7)/(3)	契約対象業 務直接人件 費=(8)× (2)
	(時間)	(時間)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円/時)	(円)
<b> </b>								
<b> </b>	<b></b>							
<b> </b>								
							合計⇒	0

## 手持ち機械等の状況 (測量業務、用地測量業務及び地質調査業務に限る)

## <自社又は再委託予定先が機械を保有している場合>

工種•種別	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	専属的使用 予定日数	備考

## <自社又は再委託予定先が機械をリースする場合>

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				) ·2·///			リース元	名	
工種•種別	機械名称	規格·型式· 能力·年式	単位	数量	メーカー名	業者名	所在地	入札者との関 係 (取引年数)	備考
					_				

#### 様式7

#### 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

( 技術者) (氏名: )

(	1X M 14 /	(八一,	)				
通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	落札率	備考

注2:「業務成績評定」が60点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。様式は任意(該当1業務あたりA4版1枚以内)とする。

## 当該業務の品質確保計画